

## 建設局主任推薦選考会設置要綱

制定 平成 21 年 12 月 21 日  
改定 令和 7 年 11 月 10 日

### (設 置)

第1条 総務局に各主任昇任候補者を推薦するにあたり、建設局長が主任昇任候補者を決定するための主任昇任候補者案を作成することを目的に、「建設局主任推薦選考会(以下「選考会」という。)」を設置する。

### (協議・検討事項)

第2条 選考会は、次に掲げる事項について協議・検討を行う。

- (1) 主任昇任候補者案の作成に関すること。
- (2) 主任昇任選考推薦基準に関すること。
- (3) その他、主任昇任候補者の選考に関すること。

### (組 織)

第3条 選考会は、土木部門及び公園緑化部門ごとに別表をもって定め組織する。

### (会 議)

第4条 議事内容により、会議に出席し審議を行う委員(以下「審議委員」という。)を別表をもって定める。

- 2 選考会は、審議委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選考会の議事は、出席審議委員の3分の2以上の同意をもって決する。
- 4 選考会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第5条 座長が必要と認めるときは、選考会をウェブ会議の方法(インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。)により開催するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、審議委員等は、座長の承認を得て、ウェブ会議の方法で選考会の会議に参加することができる。この場合において、当該審議委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって選考会の会議に出席したものとみなすものとする。
- 3 ウェブ会議の方法で選考会の会議に参加する者は、周囲への音声、画像による情報の漏えいを防ぐための必要な措置を講じなければならない。

### (書面審議の方法による会議の開催等)

第6条 座長は、緊急に選考会の会議を開催する必要がある場合や、感染症対策の措置を講じる必要がある場合など、選考会の会議を招集することが困難であると認めるときは、審議委員の意見を聴取し、その総意をもって会議の議事とすることができます。

(秘密の保持)

第7条 審議委員等は、選考会に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 選考会の庶務は、総務部職員課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選考会の運営に関し必要な事項は、選考会での協議をもって定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 9 月 7 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 1 月 20 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 8 月 4 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 11 月 10 日から施行する。

別 表

委 員	議事内容		主任昇任選考推薦基準および選考方法など 土木部門、公園緑化部門に共通すること
	土木部門 ※1	公園緑化部門 ※2	
工務担当部長	◎		◎
公園企画運営担当部長		◎	◎
工務課長	○		○
道路公園設備担当課長	○	○	○
工営所長	○		○
測量明示課長	○		○
河川・渡船管理事務所長	○		○
事業所企画調整担当課長		○	○
企画運営担当課長		○	○
公園活性化担当課長		○	○
公園事務所長		○	○
臨港方面管理事務所管理課長	○	○	○

◎…審議委員(座長)      ○…審議委員

※1 土木部門とは、総務部測量明示課、企画部(工務課の一部、工務課道路公園設備担当の一部)、  
方面管理事務所(工営所、河川・渡船管理事務所)、臨港方面管理事務所(管理課の一部)

※2 公園緑化部門とは、企画部(工務課道路公園設備担当の一部)、  
公園緑化部(調整課事業所企画調整担当、調整課企画運営担当、調整課公園活性化担当)、  
方面管理事務所(公園事務所)、臨港方面管理事務所(管理課の一部)